

執筆者:

E-mail✉ [浅岡 義之](#)E-mail✉ [大賀 朋貴](#)E-mail✉ [小林 咲花](#)E-mail✉ [金 貞伊](#)

## 1. 概要

韓国で2022年1月27日から重大災害処罰等に関する法律が施行されている。韓国では労働現場における安全保健について既に産業安全保健法が存在するが、本法は、現場ではなく経営の次元において安全保健管理体制を構築させることで重大災害の発生を予防することを目的としている。このような目的から、法令違反により重大災害が生じた場合には、現場責任者ではなく、代表者等に対して懲役を含む刑事罰が科されることとされている。

本邦企業の韓国の子会社や合弁会社の事業に関し重大災害が発生した場合、捜査が開始された段階で、当該企業に役員として派遣している従業員に対し、出国停止命令がなされる可能性がある等、本法の潜在的な影響は非常に大きい。そのため、韓国でビジネスを展開している本邦企業においては、本法への適切な対応について早急な検討が必要となろう。

## 2. 適用対象

### (1) 対象となる災害

本法の適用対象である重大災害には、「重大産業災害」と「重大市民災害」が含まれる。

このうち「重大産業災害」は、産業災害(労務を提供する者が業務に関連する建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等、又は、作業若しくはその他の業務により、死亡又は負傷したり、疾病を患うこと。)のうち、以下のいずれかを惹起する災害である。

- ① 死亡者が1名以上発生
  - ② 同一の事故で6か月以上の加療を要する負傷者が2名以上発生
  - ③ 同一の有害要因での急性中毒等の職業性疾病者が1年以内に3名以上発生
- ※ 対象となる職業性疾病については、本法施行令が24の疾病を指定している。

また、「重大市民災害」は、法令において特定されている原料、製造物、公衆利用施設又は公衆交通手段の設計・製造・設置管理上の欠陥により、以下のいずれかを惹起する災害である(上記の「重大産業災害」に該当するものを除く。)

- ① 死亡者が1名以上発生
- ② 同一の事故で2か月以上の加療を要する負傷者が10名以上発生
- ③ 同一の原因で3か月以上の加療を要する疾病者が10名以上発生

### (2) 対象となる事業

本法の重大産業災害に関する規定が適用されるのは、常時使用する労働者が5名以上の事業である。労働者の数は事業単位で判断されるため、重大産業災害が発生した事業場で常時使用する労働者が5名未満であっても、本社等を含め事業全体で5名以上の労働者がいる場合には本法の適用対象となる。他方で、重大市民災害に関する規定については、使用する労働者の数等による適用の制限はない。

ただし、重大産業災害及び重大市民災害のいずれの場合に対しても、本法施行時点で、個人事業者、常時使用する労働者が

50名未満の事業又は事業場(ただし、建設業の場合には、個別の工事金額が50億ウォン未満の工事に限る。)である場合には、2024年1月27日まで本法は適用されない。

### 3. 安全保健確保義務

#### (1) 義務の主体

安全保健確保義務を負うのは、事業主又は経営責任者等である。

そして、経営責任者とは、以下の①又は②に該当する者をいい、経営責任者等とは、これに中央行政機関の長等を合わせた者である。

- ① 事業を代表して事業を統括する権限と責任を有する者(例: 代表取締役)
- ② ①に準じて安全保健に関する業務を担当する者(例: 最高安全保健責任者(以下「CSO」という。))

#### (2) 義務の内容

##### 重大産業災害に対する義務

事業主又は経営責任者等は、実質的に支配・運用・管理する事業又は事業場において、労務を提供する者の安全又は危険防止のために、その事業又は事業場の特性及び規模等を考慮し、以下の措置を取らなければならない。

- 災害予防に必要な人員、予算等安全保健管理体制の構築及びその履行に関する措置
- 災害発生時の再発防止策の策定及びその履行に関する措置
- 行政が関係法令に基づき改善、是正等を命じた事項の履行に関する措置
- 安全保健関係法令に基づく義務の履行に必要な管理上の措置

##### 重大市民災害に対する義務

事業主又は経営責任者等は、実質的に支配・運用・管理する(i)事業又は事業場において生産・製造・販売・流通の各過程にある原料や製造物の設計・製造・管理上の欠陥、又は、(ii)公衆利用施設、若しくは公衆交通手段の設計・設置・管理上の欠陥により、利用者その他の者の生命、身体に危害が生じることを防ぐために、重大産業災害に対するものと同様の措置を取らなければならない。

### 4. 安全保健確保義務違反への制裁

事業主又は経営責任者等が、安全保健確保義務に違反し、重大産業災害又は重大市民災害を生じさせた場合、以下の刑事罰に処される。また、両罰規定に基づき、法人にも刑事罰が科される。

- ① 死亡者が1名以上発生した場合  
事業主又は経営責任者等: 1年以上の懲役又は10億ウォン以下の罰金(併科可能)  
法人: 50億ウォン以下の罰金
- ② ①以外の場合  
事業主又は経営責任者等: 7年以下の懲役又は1億ウォン以下の罰金  
法人: 10億ウォン以下の罰金

### 5. 考え得る対応

本法への対応としては、安全保健確保義務を果たすべく会社の体制を整えることが第一であることは当然である。しかし、本法は、韓国国内においても、刑事罰が科され得るにもかかわらず安全保健確保義務の具体的な内容が明確でない等として批判されており、安全保健確保義務を尽くしていることの明確な確認や立証に困難を伴うことが懸念されるほか、仮に安全保健確保義務を尽くしている場合であっても、当該義務違反があったとの嫌疑を持たれ、捜査や刑事裁判の対象となる可能性も否定できない。そのため、企業としては、安全保健確保義務を果たすべく会社の体制を整える一方で、重大災害が生じた場合に、代表取締役の身柄が拘束される等し、経営に重大な支障が生じるリスクを低減すべく対策を講じることも必要であろう。


当該リスクを低減するための対応策としては、事業を統括する権限と責任を複数の代表者で分担する方法が考えられる。例えば、日本の経団連に相当する団体である韓国経営者総会が発行する「重大災害処罰法対応のための安全経営ガイドブック」では、複数名の代表理事(理事は、日本の会社法上の取締役役に相当。)に事業部門別にそれぞれ代表権を持たせる場合、重大災害が生じた際に経営責任者として問責されるのは災害が発生した事業を担当する代表理事に限定されることが示唆されている。

また、代表理事とは別に、安全保健に関する業務を担当する CSO を任命することも考えられる。ただし、CSO が経営責任者等と取り扱われるためには、実質的に、安全保健に係る業務に関する最終意思決定権を有する必要がある。この点に関しては、韓国雇用労働部は、2021 年 11 月に刊行した「解説重大災害処罰法重大産業災害」においても、CSO が選任された事実のみでは代表取締役の経営責任者としての義務が免除されることはない旨が明記されている。そのため、CSO には、代表理事から、事業又は事業場全般の安全保健に関する組織、人員、予算に関する総括管理及び最終意思決定権を委任するとともに、当該委任について、理事会等で決定し、議事録等の形で証拠を残しておくことが必要であると考えられる。その上で、安全保健に関する業務については、実際に CSO を最終意思決定者とする必要がある。もっとも、CSO がどのような業務を担う場合に代表理事が経営責任者として免責されるのかについては明確ではなく、CSO を置いたとしても、代表理事が経営責任者としての責任を追及されるリスクは残存すると考えられる。そのためか否かは確認が難しいものの、韓国においては、本法の施行に先立って創業者又は創業者出身の者が代表理事から退いたと言われている。したがって、韓国でビジネスを展開している本邦企業においては、今後も本法の解釈及び運用を注視していく必要があるだろう。

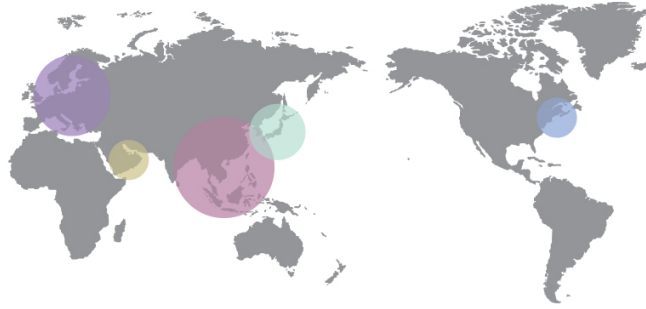
なお、韓国では既に本法違反の嫌疑で、本社に対し捜索押収がなされ、代表理事が立件された事例が報道されているが、当該会社に CSO が置かれていたかは明らかとなっていない。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

西村あさひ法律事務所では現在、  
国内外に 18 の拠点を設けています。



## 東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

## 名古屋

Tel 052-533-2590

社員 藤井宏樹

## 大阪

Tel 06-6366-3013

社員 井垣太介  
廣田雄一郎  
白杵弘宗  
伴真範  
仁木寛志

## 福岡

Tel 092-717-7300

社員 尾崎恒康  
高木謙吾  
中川佳宣  
舞田靖子

## ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP

Tel +1-212-830-1600

E-mail info\_ny@nishimura.com

ニューヨーク事務所執行/パートナー

山口勝之  
ニューヨーク事務所副統括 清水恵  
パートナー Stephen D. Bohrer  
ニューヨーク事務所パートナー 辰日郁  
浦野祐介  
梅田賢

## ドバイ

Tel +971-4-386-3456

E-mail info\_dubai@nishimura.com

パートナー 森下真生

## フランクフルト

Nishimura & Asahi Europe

Rechtsanwaltsgesellschaft mbH

Tel +49-(0)69-257-298-800

## デュッセルドルフ

Nishimura & Asahi Europe

Rechtsanwaltsgesellschaft mbH

Tel +49-(0)211-5403-9512

E-mail info\_europe@eml.nishimura.com

共同代表 石川智也  
Dominik Kruse

## バンコク

Tel +66-2-126-9100

E-mail info\_bangkok@nishimura.com

共同代表 Chavalit Uttasart  
小原英志  
Jirapong Sriwat

## 北京

Tel +86-10-8588-8600

E-mail info\_beijing@nishimura.com

首席代表 中島あずさ  
代表 志賀正帥

## 上海

Tel +86-21-5280-3700

E-mail info\_shanghai@nishimura.com

首席代表 野村高志  
代表 木下清太  
東城聡

## ジャカルタ\*1

Walalangi & Partners

Tel +62-21-5080-8600

E-mail info@wplaws.com

執行パートナー Luky Walalangi

Rosetini & Partners Law Firm

Tel +62-21-2933-3617

E-mail info\_jakarta@nishimura.com

パートナー 町田憲昭

## シンガポール

Tel +65-6922-7670

E-mail info\_singapore@nishimura.com

共同代表 山中政人  
宇野伸太郎  
パートナー 佐藤正孝  
煎田勇二  
Ikang Dharyanto

ご案内:シンガポール法律事務所であるBayfront Law LLCとのNishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceにより、シンガポール法を含んだリーガルサービスを提供しております。

## Okada Law Firm(香港)\*2

Tel +852-2336-8586

E-mail s.okada@nishimura.com

代表 岡田早織

## ハノイ

Tel +84-24-3946-0870

E-mail info\_vietnam@nishimura.com

代表 平松哲

## ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432

E-mail info\_vietnam@nishimura.com

代表 大矢和秀  
パートナー 今泉勇  
Vu Le Bang  
Ha Hoang Loc

## 台北

西村朝日台湾法律事務所

Tel +886-2-8729-7900

E-mail info\_taipei@nishimura.com

共同代表 孫櫻倩  
張勝傑

\*1 提携事務所 \*2 関連事務所

Last updated: 2022.4